

渋谷区バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
渋谷駅周辺地区

令和2年6月  
東京都公安委員会



## 渋谷区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「渋谷駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、渋谷区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	国道 246 号	青山通り 玉川通り	道玄坂 1 丁目 22 番先から 渋谷 2 丁目 14 番先まで	山手線 埼京線 渋谷駅  東急東横線 田園都市線 渋谷駅  京王井の頭線  渋谷駅  東京メトロ 銀座線  半蔵門線 副都心線  渋谷駅	サクラ・フルール青山、セルリアンタワー東急ホテル
2	主要地方道芝新宿王子線 (第 305 号)	明治通り	東 1 丁目 27 番先から 渋谷 3 丁目 8 番先まで		リフレッシュ氷川、ライフ渋谷東店
3	主要地方道芝新宿王子線 (第 305 号)	明治通り	渋谷 2 丁目 24 番先から 神宮前 6 丁目 19 番先まで		区民サービスセンター、渋谷ヒカリエ、りそな銀行渋谷支店、渋谷 TOEI、渋谷東急 REI ホテル、三菱 UFJ 銀行渋谷明治通支店、渋谷駐車場（宮下公園下）、宮下公園、cocoti SHIBUYA、神宮通公園、ビックカメラ渋谷東口店別館
4	特別区道第 1046 号路線		円山町 28 番先から 道玄坂 2 丁目 5 番先まで		SHIBUYA 109、TOHO シネマズ渋谷、ユニクロ渋谷道玄坂店、アパホテル渋谷道玄坂上
5	特別区道第 1046 号路線		宇田川町 23 番先から 道玄坂 2 丁目 23 番先まで		MAGNET by SHIBUYA109、みずほ銀行渋谷支店
6	特別区道第 1047 号路線		渋谷 1 丁目 14 番先から 渋谷 2 丁目 16 番先まで		りそな銀行渋谷支店、渋谷郵便局
7	特別区道第 1046 号路線		渋谷 2 丁目 1 番先から 道玄坂 1 丁目 2 番先まで		三菱 UFJ 銀行渋谷支店、渋谷エクセルホテル東急、横浜銀行渋谷支店

道路の区間				生活関連施設		
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設	
8	特別区道第 1045 号路線		神宮前 6 丁目 20 番先から 宇田川町 21 番先まで	山手線 埼京線 渋谷駅  東急東横線 田園都市線 渋谷駅  京王井の頭線 渋谷駅  東京メトロ 銀座線 半蔵門線 副都心線 渋谷駅	MAGNET by SHIBUYA109、三菱 UFJ 銀行渋谷中央支店、三井住友銀行渋谷支店、渋谷 MODI、渋谷公証役場、ニトリ渋谷公園通り店、QFRONT	
9	特別区道第 957 号路線		神南 1 丁目 9 番先から 神南 1 丁目 12 番先まで			
10	特別区道第 972 号路線 特別区道第 862 号路線		神南 1 丁目 5 番先から 宇田川町 20 番先まで			勤労福祉会館、渋谷 MODI、渋谷区役所前公共地下駐車場
11	特別区道第 853 号路線 特別区道第 980 号路線	井の頭通り	宇田川町 12 番先から 宇田川町 21 番先まで			三井住友銀行渋谷支店、東急ハンズ渋谷店、北陸銀行渋谷支店、西武渋谷店、渋谷 BEAM
12	特別区道第 996 号路線		宇田川町 33 番先から 道玄坂 2 丁目 29 番先まで			みずほ銀行渋谷中央支店、SHIBUYA109、ヤマダ電機 LABI 渋谷、MEGA ドン・キホーテ渋谷本店、東急本店、きらぼし銀行渋谷中央支店
13	特別区道第 864 号路線		松濤 1 丁目 30 番先から 道玄坂 2 丁目 25 番先まで			東急本店、Bunkamura
14	特別区道第 975 号路線		宇田川町 11 番先から 宇田川町 15 番先まで			ホテルユニゾ渋谷
15	特別区道第 970 号路線		神南 1 丁目 19 番先から 神南 1 丁目 21 番先まで			勤労福祉会館、渋谷公証役場
16	特別区道第 914 号路線 特別区道第 995 号路線		神南 1 丁目 11 番先から 神南 1 丁目 26 番先まで			宮下公園、渋谷駐車場（宮下公園下）
17	特別区道第 913 号路線		渋谷 1 丁目 23 番先から 渋谷 1 丁目 8 番先まで			cocoti SHIBUYA、美竹公園、第二美竹分庁舎
18	特別区道第 909 号路線		渋谷 1 丁目 4 番先から 渋谷 1 丁目 18 番先まで			美竹の丘・しぶや、ベネッセ美竹の丘保育園
19	特別区道第 862 号路線		神南 2 丁目 2 番先から 神南 1 丁目 4 番先まで			NHK（ホール、スタジオパーク等）、渋谷区役所、渋谷税務署、渋谷公会堂、渋谷区役所前公共地下駐車場、東京法務局渋谷出張所

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
20	特別区道第 960 号路線		神南 1 丁目 5 番先から 神南 1 丁目 8 番先まで	山手線 埼京線 渋谷駅  東急東横線 田園都市線 渋谷駅  京王井の頭線 渋谷駅  東京メトロ 銀座線 半蔵門線 副都心線 渋谷駅	ハローワーク渋谷
21	特別区道第 432 号路線 特別区道第 1074 号路線		道玄坂 2 丁目 6 番先から 道玄坂 1 丁目 12 番先まで		渋谷マークシティ、スルガ 銀行渋谷支店、渋谷区観光 協会
22	特別区道第 1074 号路線		道玄坂 1 丁目 5 番先から 道玄坂 1 丁目 9 番先まで		
23	特別区道第 1035 号路線		桜丘町 2 番先から 桜丘町 16 番先まで		
24	特別区道第 1032 号路線		桜丘町 16 番先から 桜丘町 24 番先まで		
25	特別区道第 894 号路線		渋谷 3 丁目 16 番先から 渋谷 3 丁目 28 番先まで		
26	特別区道第 547 号路線		渋谷 3 丁目 27 番先から 渋谷 3 丁目 29 番先まで		ホテルメッツ渋谷、東急ス テイ渋谷新南口
27	特別区道第 412 号路線		宇田川町 34 番先から 宇田川町 37 番先まで		
28	特別区道第 890 号路線		宇田川町 38 番先から 宇田川町 34 番先まで		渋谷もりのこ保育園神南
29	特別区道第 973 号路線 特別区道第 974 号路線		宇田川町 3 番先から 宇田川町 4 番先まで		渋谷東武ホテル、神南小学 校
30	特別区道第 962 号路線		神南 1 丁目 6 番先から 神南 1 丁目 12 番先まで		北谷公園、渋谷年金事務所
31	特別区道第 919 号路線		渋谷 1 丁目 15 番先から 渋谷 1 丁目 10 番先まで		商工会館・消費者センター
32	特別区道第 432 号路線		桜丘町 15 番先から 桜丘町 16 番先まで		渋谷グランベルホテル
33	特別区道第 448 号路線		桜丘町 24 番先から 桜丘町 23 番先まで		文化総合センター大和田、 さくら上宮保育園
34	特別区道第 1029 号路線		桜丘町 26 番先から 桜丘町 30 番先まで		桜丘公園
35	特別区道第 551 号路線		渋谷 3 丁目 15 番先から 渋谷 3 丁目 26 番先まで		並木橋児童遊園地
36	特別区道第 546 号路線 特別区道第 547 号路線		東 2 丁目 23 番先から 東 2 丁目 25 番先まで		ふれあい植物センター

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
1	国道 246 号	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の整備	平成 31～令和 9 年度
3	主要地方道芝新宿王子線 （第 305 号）	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
4	特別区道第 1046 号路線	信号機の改良（音響機能の整備） 横断歩道の整備	同上
6	特別区道第 1047 号路線	横断歩道の整備	同上
8	特別区道第 1045 号路線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
11	特別区道第 853 号路線 特別区道第 980 号路線	横断歩道の整備	同上
12	特別区道第 996 号路線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
14	特別区道第 975 号路線	横断歩道の整備	同上
17	特別区道第 913 号路線	横断歩道の整備	同上
20	特別区道第 960 号路線	横断歩道の整備	同上

### (2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成 31～令和 9 年度 （継続的に実施）

（注 1） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

### 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

#### (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

#### (2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

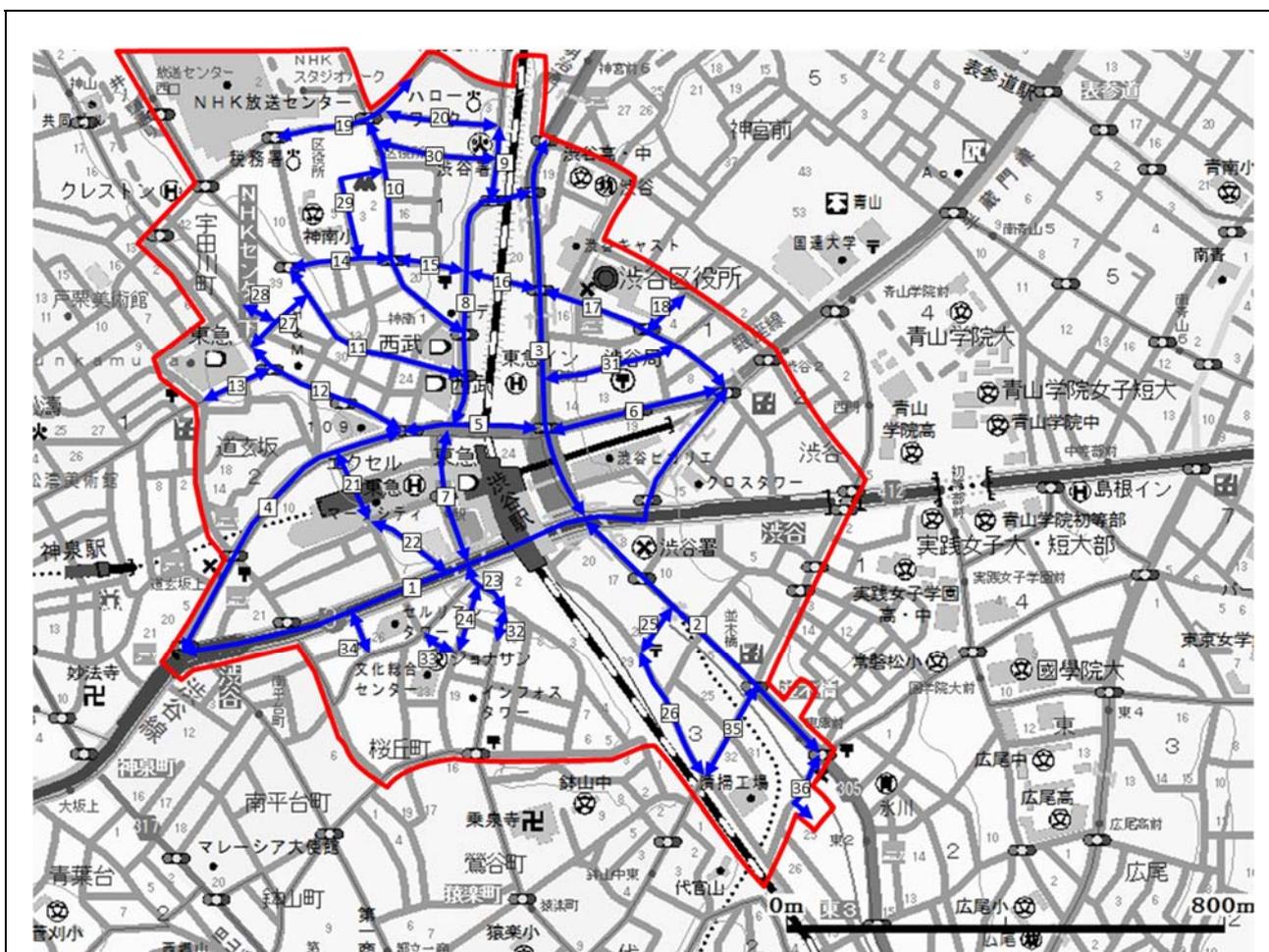
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

#### (3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図

区市町村名	渋谷区
重点整備地区名	渋谷駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

< 凡例 >



: 重点整備地区



: 道路の区間 (生活関連経路)